

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区総務部税務課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

文京区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年11月28日

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>◆ 個人住民税とは、地方税法(昭和25年法律第226号。第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下「個人住民税」という。)である。賦課期日(1月1日)に文京区に居住する者に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び特別区民税・都民税申告書(以下「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に税額を計算し、賦課決定する。</p> <p>◆ 個人住民税には大きく分けて、原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割と、所得額に比例して課税される所得割がある。また、区市町村が課すことのできる市町村民税(以下「特別区民税」という。)と、都道府県が課することのできる道府県民税(以下「都民税」という。)がある。</p> <p>① 特別区民税及び都民税は、それぞれにおいて均等割、所得割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。</p> <p>② 都民税については、地方税法第41条の規定により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」とされていることから、特別区民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>◆ 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (具体的な特定個人情報の流れは、別添1のとおり)</p> <p>① 課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条)</p> <p>② 納税義務者、特別徴収義務者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等)</p> <p>③ 個人住民税の賦課決定に際し、障害者控除関係情報・生活保護に関する情報の確認(庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>④ 他区市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>⑤ 課税標準額の算出、個人住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等)</p> <p>⑥ 個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条)</p> <p>⑦ 地方税法第22条に反することのない所得情報の提供及び移転</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[30万人以上]</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称

個人住民税システム

②システムの機能

- 1 当初課税(*)準備
 - ① 納税義務者登録機能: 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。
 - ② 総括表作成機能: 総括表を作成する。
 - ③ 申告書出力機能: 課税対象者に対する住民税申告書を出力する。
 - ④ 課税資料登録機能: 納税義務者等から提出される課税資料を登録する。
 - (*) 当初課税: 課税資料に基づき、5月又は6月に行う賦課決定のこと。
- 2 当初課税
 - ① 当初課税
 - 申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。
 - ② 扶養否認登録
 - 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。
 - ③ 納税管理人登録
 - 当初課税対象者が死亡等となった場合に、納税管理人(*)を確認し、登録を行う。
 - ④ 当初通知書作成
 - ⑤ 納税義務者宛ての当初納税通知書を作成し、通知する。
 - ⑥ 住民登録がないが居住の実態があり課税した者について、住民登録がある区市町村へ通知する。
 - ⑦ 通知情報登録
 - ・ 文京区に住民登録があるが、居住の実態が他区市町村である場合当該自治体が課税を行う。
 - ・ 上記の旨の課税通知を受領し、情報を登録する。
 - ⑧ 調定表(当初)出力
 - 当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。
 - (*) 納税管理人: 納税義務者本人に代わり納税に関する一切の手続を行う者
- 3 更正
 - ① 未申告/修正申告受付登録
 - 未申告者に対する通知の作成及び未申告者からの申告書又は修正申告書等を受け付け、登録する。
 - ② 異動情報受付登録機能(特別徴収義務者)
 - 特別徴収義務者からの異動届出を受け付け、徴収方法の変更を行う。
 - ③ 減免申請受付登録
 - 減免の申請を受け付け、審査結果を登録する。
 - ④ 更正(税額変更)
 - 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に、税額変更処理を行う。
 - ⑤ 更正通知書作成
 - 税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成し、通知する。
 - ⑥ 調定表(更正)出力
- 4 発行
 - ① 各種証明書発行
 - 課税(非課税)証明書を作成し、交付する。
 - ② 通知書発行
 - 納税通知書、納税変更通知書、所得照会書等を作成し、通知する。
- 5 照会
 - ① 賦課情報照会
 - ・ 課税台帳から、所得、控除、税額、期割等を照会する。
 - ・ 事業所情報を照会する。
- 6 統計
 - ① 統計情報作成機能
 - 東京都に報告するための各種統計情報資料を作成する。

③他のシステムとの接続

- [] 情報提供ネットワークシステム
- [] 市内連携システム
- [] 住民基本台帳ネットワークシステム
- [] 既存住民基本台帳システム
- [] 宛名システム等
- [] 税務システム
- [] その他 (証明発行システム)

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理 ①団体内統合宛名番号の付番を行う。 ②団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。</p> <p>2 宛名情報管理 氏名・住所などの情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>1 符号の管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号」(以下「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」をひも付け、その情報を保管及び管理する。</p> <p>2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等の記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、保管し、及び管理する。</p> <p>6 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有し、及び管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 セキュリティを管理する。</p> <p>9 操作者認証及び権限の管理 中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限や操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管切れ情報の消去を行う。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバーコネクタ ）
システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び納税義務者の転勤等の届出を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムであり、下記機能を有し、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、審査システムにより連携された情報は、媒体等で個人住民税システムへ連携するため、個人住民税システムとの回線を通じた接続はない。</p> <p>1 審査業務</p> <p>① 税務担当者認証 審査システムの利用認証として、ユーザID、パスワードの入力を行う。</p> <p>② 受信結果照会 検索条件を基に申告データ一覧の表示等を行う。</p> <p>③ 申告書審査・照会 申告データの内容を表示し、必要に応じて職権訂正等を行う。</p> <p>④ 申告データ印刷 申告データ等を印刷する。</p> <p>⑤ 利用者通知 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信及び照会を行う。</p> <p>⑥ 利用届出審査 利用届出データ等の内容を表示し、審査状況等の更新を行う。</p> <p>⑦ 申請、届出データ審査、照会 申請、届出データの表示、更新、印刷等を行う。</p> <p>⑧ 特別徴収税額通知書 特別徴収税額通知データの送信を行う。</p> <p>⑨ 寄附金特例通知書 寄附金特例通知データの受信を行う。</p> <p>2 運用管理</p> <p>①税務担当者認証 審査システムの利用認証として、ユーザID及びパスワードの入力を行う。</p> <p>②ファイル入出力 税務システム連携用の各種ファイルの出力及びXML(*)等データのチェック、作成及び送信を行う。</p> <p>③税務担当者管理 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う。</p> <p>④団体回付データ受信、送信 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等結果の確認を行う。</p> <p>(*)XML(Extensible Markup Language):テキストに記述するためのコンピュータ言語群を作るために汎用的に使うことができる仕様</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 地方税ポータルセンター(地方税共同機構) ）

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>国税連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ及び源泉徴収義務者データ)を国税庁と地方公共団体間で連携するために、下記機能を有し、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、国税連携システムにより連携された情報は、媒体等で個人住民税システムへ連携するため、個人住民税システムとの回線を通じた接続はない。</p> <p>1 国税連携データ配信業務 国税庁から送信された連携データを地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする業務及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバに送信する業務。</p> <p>2 国税連携データ照会業務 『国税連携データ配信業務』によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷及びダウンロードを行う業務。</p> <p>3 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する業務。</p> <p>4 マスタ管理業務等 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録及び更新を行う業務。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンター(地方税共同機構))</p>
システム6	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1 口座振替管理 納税義務者から口座振替に関する申込み、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消しを行う。</p> <p>2 名寄せ 宛名番号が異なる同一個人データの名寄せを行う。</p> <p>3 住民登録外者のデータ登録 文京区内に住民票はないが、居住実態のある納税義務者情報を登録する。</p> <p>4 送付先・納税管理人情報管理 ① 税目ごとに送付先を管理登録する。 ② 納税管理人の送付先情報を登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバーコネクタ)</p>

システム7	
①システムの名称	証明発行システム
②システムの機能	1 帳票の作成機能 課税(非課税)証明書及び納税証明書を作成する機能 2 既存システムとの連携機能 個人住民税システムと連携し、証明書の発行に必要なファイルを連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	複数ある賦課資料の名寄せや本人特定により、正確な所得情報、扶養関係情報等を把握し、適正かつ公平な課税事務を効率的に行う。
②実現が期待されるメリット	1 税証明等に代えて個人番号を利用することにより、書類提出の省略が可能となり、区民への負担軽減につながる。 2 個人番号カードにより本人確認及び個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 1 第9条(利用範囲) 2 別表第一第16項 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	◆ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1 別表第二における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 2 別表第二における情報照会の根拠 ① 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) ② 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 上記、番号法別表第二における1 情報提供、2 情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項

7. 評価実施機関における担当部署

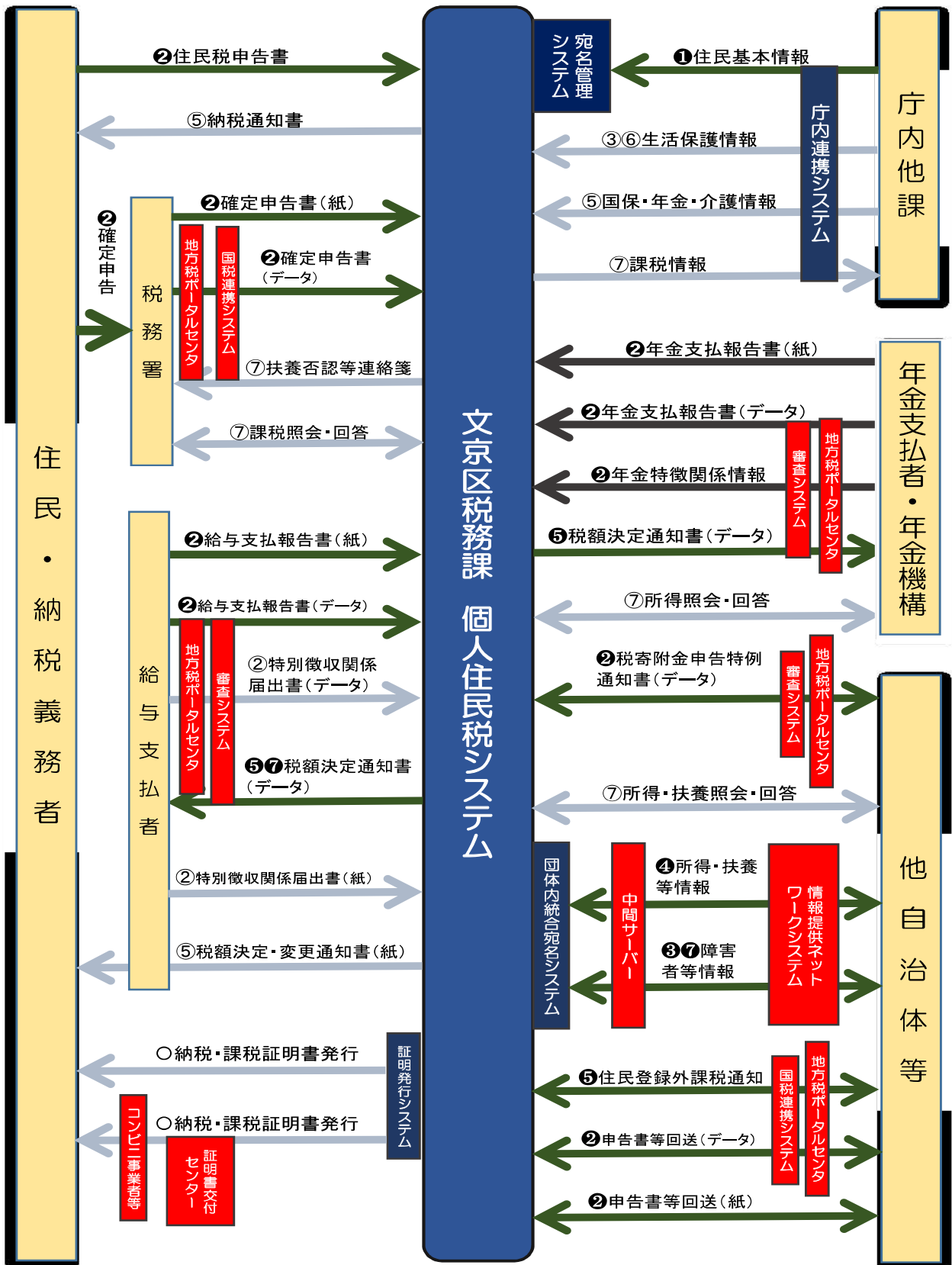
①部署	総務部税務課
-----	--------

②所属長の役職名	総務部税務課長
----------	---------

8. 他の評価実施機関

-

(別添1) 事務の内容



(備考)



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で文京区に住所を有する個人、文京区内に事業所を有する個人又は文京区に住民登録はないが居住の実態があつて所得にかかる各申告書(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等)を提出した者及びその被扶養者
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条及び第45条の2、地方税法第294条及び第317条の2等の規定により申告情報を保有し、賦課するため 【団体内統合宛名システム】 個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、課税の対象となる者の連携に必要な情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()

	その妥当性	<p>1 個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。</p> <p>2 その他識別情報(内部番号):文京区において、個人を一意に識別するために独自の宛名番号を保有する。</p> <p>3 基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。</p> <p>4 連絡先(電話番号等):手続き内容について確認する等、本人と連絡をするため保有する。</p> <p>5 その他住民票関係情報:納税義務者と配偶者及び被扶養者との関係を把握するために保有する。</p> <p>6 国税関係情報:個人住民税賦課に必要な所得税情報確認のため保有する。</p> <p>7 地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分及び課税の元となる所得、控除情報、課税情報を保有する。</p> <p>8 健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報:所得控除確認のため保有する。</p> <p>9 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護非課税判定のため保有する。</p> <p>10 介護・高齢者福祉関係情報:年金特徴判定のため保有する。</p> <p>11 雇用・労働関係情報:給与支払者を把握するため保有する。</p> <p>12 年金関係情報:年金所得情報を把握するため保有する。</p> <p>【団体内統合宛名システム】 個人番号、団体内統合宛名番号、基本4情報、個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行い、課税の対象となる者及びその扶養者に対して、適正な各種行政サービスを受けられるようにする必要がある。</p>
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<p>[○] 本人又は本人の代理人</p> <p>[○] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課、国保年金課、介護保険課)</p> <p>[○] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、公的年金等支払者(日本年金機構))</p> <p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体)</p> <p>[○] 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く。))</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンター(地方税共同機構))</p>				
②入手方法	<p>[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ</p> <p>[] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>総合行政ネットワークシステム(Local Government Wide Area Network)</p> <p>[○] その他 ((以下、「LGWAN」という。))</p> <p>既存住民基本台帳システム</p>				
③入手の時期・頻度	<p>1 当初賦課</p> <p>① 申告情報(確定申告・公的年金等支払報告書・給与支払報告書)について、1～5月に随時入手する。</p> <p>② 住民税申告書について、2～4月に入手する。</p> <p>③ 1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手する。</p> <p>④ 宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手する。</p> <p>⑤ 生活保護情報について、1月に入手する。</p> <p>⑥ 年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手する。</p> <p>⑦ 保険料情報(国保・高齢者医療・介護)について、6～7月に入手する。</p> <p>2 随時期賦課</p> <p>① 新規申告、修正申告、更正決定、徴収方法等変更の申請時に各申告書等の情報を入手する。</p> <p>② 年金特別徴収情報ファイルを毎月入手する。</p>				
④入手に係る妥当性	<p>地方税法、通達等により定められた時期・頻度・方法において、区民(納税義務者)・国税庁・年金保険者・給与支払者から情報提供を受けている。</p>				
⑤本人への明示	<p>個人住民税の賦課に必要な申告書等の提出については、地方税法第317条の2、同第317条の6並びに番号法第14条、同第19条第7号及び同別表第二の27の項に明示されている。</p>				
⑥使用目的 ※	<p>個人住民税の課税漏れや二重課税を防ぎ、適正かつ公平な課税事務を効率的に行うために課税対象者を管理する。</p> <p>【団体内統合宛名システム】</p> <p>個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイルにおいて、課税の対象となる者の連携に必要な情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。</p>				
変更の妥当性	-				
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 1585 434 1653">使用部署 ※</td> <td data-bbox="434 1585 1466 1653">総務部税務課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1653 434 1747">使用者数</td> <td data-bbox="434 1653 1466 1747"> <p>[50人以上100人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	総務部税務課	使用者数	<p>[50人以上100人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
使用部署 ※	総務部税務課				
使用者数	<p>[50人以上100人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者を含む。)情報の登録(更新)を行う。 ① 1月1日現在、住民登録されている者 ② 1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている個人で、文京区内に住所がない者 ③ 文京区内に住民票はないが、居住実態のある者</p> <p>2 給与支払報告書の登録 事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>3 公的年金等支払報告書の登録 年金保険者から送付される公的年金等支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>4 確定申告書の登録 税務署、市町村窓口、e-Tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>5 新規課税 申告情報等の各資料の合算を行う際に他の申告等との名寄せ条件として使用し、課税台帳を作成する。</p> <p>6 更正 申告書、申請書等に記載された個人番号で検索し、対象者の特定を行い、税額等の更正を行う。</p> <p>7 通知 納税通知書等を本人宛に通知する。</p> <p>8 団体内統合宛名システム ① 個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行う。 ② 団体内統合宛名番号と個人住民税システムの宛名番号をひも付ける。 ③ 基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>課税資料記載内容及び提示された身分証明書記載内容と文京区が保有する情報を突合し、基本4情報である氏名、生年月日、性別、住所に加え、個人番号を利用して本人確認及び個人特定における正確性を担保する。</p> <p>【団体内統合宛名システム】 本特定個人情報ファイルを更新する際に受領する課税情報に関する更新データと団体内統合宛名ファイルを個人番号で突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人番号を使用し特定の個人を判別するような情報の統計分析は行わない。</p>
<p>権利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>個人住民税額の決定・更正</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (4) 件 <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない </div>	
委託事項1	システムの運用保守業務	
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 </div>	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>	
対象となる本人の範囲 ※	2. 基本情報—③対象となる本人の範囲と同様	
その妥当性	安定したシステム稼働のために、専門知識・技術を有する民間業者に業務を委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (事務室内にて既存個人住民税システムを直接操作するため、特定個人情報ファイルの提供は発生しない。)	
⑤委託先名の確認方法	文京区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		オペレーション業務
①委託内容		各種処理の実行や帳票の印刷
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> [特定個人情報ファイルの全体] <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	2. 基本情報—③対象となる本人の範囲と同様
	その妥当性	各種処理の実行や確認用帳票の印刷を行うことで、効率的かつ正確な事務の執行が可能となるため、上記の業務を委託している。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> [10人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> [○] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作を行うため、特定個人情報ファイルの提供は発生しない。)
⑤委託先名の確認方法		文京区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> [再委託しない] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		申告情報のデータ入力
①委託内容		申告情報のデータ入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	2. 基本情報—③対象となる本人の範囲と同様
	その妥当性	限られた期間・時間で賦課資料データを入力するため、スピードと正確性を兼ね備えた専門員に入力を委ねることにより、正確性を担保することができる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		文京区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社データサービス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (60) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (28) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先	
①法令上の根拠	別紙1のとおり	
②提供先における用途	別紙1のとおり	
③提供する情報	別紙1のとおり	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1のとおり	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先2	給与特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報	給与特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑦時期・頻度	特別徴収税額決定・変更時	

提供先3	国税庁	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。	
③提供する情報	扶養控除関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月1回程度	
移転先1	必要部署(別紙2のとおり)	
①法令上の根拠	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第2項及び第3項(地方税法第22条に抵触しない事務)	
②移転先における用途	別紙2のとおり	
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2の業務に必要な範囲	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初課税・更正時	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>1 文京区では課税情報ファイルを磁気ディスクで複製しており、サーバ内にデータとして保管している。</p> <p>2 サーバ室への入室は、事前に区への入室申請、入室前の本人確認を行っており、サーバ設置区画では、生体認証およびカードキーにより入室管理、監視カメラによる記録を行っている。また、サーバは施錠可能なラックに設置している。</p> <p>3 サーバの操作・管理については、運用委託事業者のサーバ操作を許可された社員のみが操作を行っている。</p> <p>4 ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、認証したユーザがシステム上で利用できることを制限する認可(処理権限の付与)、およびログ監視を行っている。</p> <p>5 紙による税資料については、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管されている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室の際には、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>その妥当性</p> <p>地方税法の規定により、最長の更正期限は法定納期限の翌日から7年間である。</p>
<p>③消去方法</p>	<p>1 関係帳票類は、総務部総務課が契約する守秘義務を課した委託業者により廃棄する。</p> <p>2 データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフトウェアを用いて完全に消去する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>
<p>7. 備考</p> <p>-</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

◆課税情報ファイル

1. 課税年度 2. 宛名番号 3. 個人番号 4. 指定番号 5. 課税区分 6. 資料区分 7. 資料管理番号 8. 控除対象配偶者区分
9. 配偶者未成年区分 10. 障害区分 11. 老人・寡婦・勤労学生区分 12. 特定扶養 13. 年少扶養 14. 同居老人扶養 15.
老人扶養 16. その他扶養 17. 特別障害者人数 18. 普通障害者人数 19. 専従青白区分 20. 営業等所得 21. 農業所得
22. 不動産所得 23. 利子所得 24. 配当所得(所得税) 25. 給与所得 26. 雑所得 27. 総合短期譲渡所得 28. 総合長期譲
渡所得 29. 一時所得 30. 長短期一時所得1/2 31. 分離短期譲渡特別控除前(一般) 32. 分離短期譲渡所得(一般) 33. 分
離短期譲渡特別控除前(軽減) 34. 分離短期譲渡所得(軽減) 35. 分離短期譲渡課税所得 36. 分離長期譲渡特別控除前(一
般) 37. 分離長期譲渡所得(一般) 38. 分離長期譲渡特別控除前(特定) 39. 分離長期譲渡所得(特定) 40. 分離長期譲渡
特別控除前(軽減) 41. 分離長期譲渡所得(軽減) 42. 分離長期譲渡課税所得 43. 分離株式譲渡所得(一般) 44. 分離株式
譲渡所得(上場) 45. 分離株式譲渡所得 46. 分離株式譲渡課税所得 47. 山林所得特別控除前 48. 山林所得 49. 山林課
税所得 50. 退職所得 51. 退職課税所得 52. 総合課税所得 53. 総合短期譲渡特別控除前 54. 総合長期譲渡特別控除前
55. 一時所得特別控除前 56. 先物取引所得 57. 先物取引課税所得 58. 分離配当所得 59. 分離配当課税所得 60. 株式
譲渡繰越控除 61. 先物取引繰越控除 62. 雑損失繰越控除 63. 純損失繰越控除 64. 山林純損失繰越控除 65. 居住用財
産繰越控除 66. 変動所得 67. 前年変動所得 68. 前々年変動所得 69. 臨時所得 70. 平均課税対象額 71. 居住用財産譲
渡損失 72. 純損失 73. 雑損失 74. 総所得金額等 75. 公的年金所得 76. その他雑所得 77. 免税所得 78. 特例肉用牛
所得(売却額) 79. 非課税所得 80. 特例肉用牛課税所得 81. 営業等収入 82. 農業収入 83. 不動産収入 84. 利子収入
85. 配当収入 86. 給与収入 87. 雑収入(公的年金) 88. 雑収入(その他) 89. 退職収入 90. 専従者給与収入 91. 先物取
引収入 92. 分離株式譲渡収入(一般) 93. 分離株式譲渡収入(上場) 94. 分離配当収入 95. 総合短期譲渡収入 96. 総合
長期譲渡収入 97. 一時収入 98. 分離短期譲渡収入(一般) 99. 分離短期譲渡収入(軽減) 100. 分離長期譲渡収入(一般)
101. 分離長期譲渡収入(特定) 102. 分離長期譲渡収入(軽減) 103. 山林収入 104. 旧個人年金保険料 105. 旧長期保険
料 106. 社会保険料 107. 寄附金支払額(特例控除) 108. 寄附金支払額(市区町村指定) 109. 寄附金支払額(都道府県指
定) 110. 短期保険料 111. 旧一般生命保険料 112. 地震保険料 113. 新一般生命保険料 114. 新個人年金保険料 11
5. 介護医療保険料 116. 寄附金支払額(所得税) 117. 寄附金支払額(地方税) 118. 控除金額 119. 雑損控除 120. 医療
費控除 121. 社会保険料控除 122. 小規模共済掛金控除 123. 生命保険料控除 124. 損害保険料控除 125. 寄附金控除
(住民税) 126. 寄附金控除(所得税) 127. 老年者控除 128. 寡婦・寡夫控除 129. 勤労学生控除 130. 障害者控除 13
1. 配偶者控除 132. 配偶者特別控除 133. 扶養控除 134. 基礎控除 135. 配偶者合計所得 136. 専従者控除合計額 13
7. 地震保険料控除 138. 配当控除 139. 所得控除合計 140. 住宅取得等特別控除 141. 政党等寄附金特別控除 142. 災
害減免額 143. 外国税額控除 144. 定率減税額 145. 分離短期譲渡特別控除(一般) 146. 分離短期譲渡特別控除(軽減)
147. 分離長期譲渡特別控除(一般) 148. 分離長期譲渡特別控除(特定) 149. 分離長期譲渡特別控除(軽減) 150. 山林所
得特別控除 151. 総合譲渡特別控除 152. 一時所得特別控除 153. 住宅耐震改修特別控除 154. 住宅借入金等特別控除
可能額 155. 電子証明書等特別控除 156. 住宅借入金等特別控除見込額 157. 長期優良住宅新築等特別税額控除 158.
バリアフリー特例控除 159. 認定NPO法人等特別税額控除 160. 差引所得税額 161. 配当割 162. 株式譲渡所得割 163.
特定支出控除 164. 退職所得控除額 165. 外国税額控除対象額(都道府県民税) 166. 外国税額控除対象額(市区町村民税)
167. 投資・リース税額控除 168. 均等割額 169. 所得割額 170. 年税額 171. 普通徴収税額 172. 特別徴収税額 17
3. 年金特徴税額 174. 分離短期譲渡所得税額 175. 分離長期譲渡所得税額 176. 分離株式譲渡所得税額 177. 山林所得
税額 178. 退職所得税額 179. 総合所得税額 180. 先物取引所得税額 181. 分離配当所得税額 182. 還付充当可能額
(配当割・譲渡割) 183. 特例肉用牛所得税額 184. 人的調整控除額 185. 所得割調整額 186. 減税前所得割額 187. 減
税前均等割額 188. 氏名 189. 住所 190. 生年月日 191. 性別 192. 世帯番号 193. 続柄 194. 世帯主名 195. 居住
区分 196. 生活扶助認定状況 197. 住民登録地住所 198. 住民でなくなった日 199. 配偶者氏名 200. 扶養者氏名 201.
専従主氏名 202. 世帯外被扶養者 203. 配偶者の宛名番号 204. 扶養者の宛名番号 205. 専従主の宛名番号 206. 世帯
外被扶養者の宛名番号 207. 配偶者の個人番号 208. 扶養者の個人番号 209. 専従主の個人番号 210. 世帯外被扶養者
の個人番号 211. 扶養区分 212. 居住実態等調査状況 213. 処理年月日 214. 職員番号 215. 特例適用配当所得 216.
特例適用利子所得 217. 上株等配当等繰越控除 218. 特例医療費控除 219. 業務雑所得 220. 特定支出額 221. 条約適
用配当所得 222. 条約適用利子所得 223. ひとり親控除 224. 給与調整適用 225. 所得金額調整控除額

◆団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)ファイル

1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 個人番号 6. 団体内統合宛名番号 7. 宛名番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 賦課期日(1月1日)時点で文京区に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する情報入手が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、異動対象者のリストを出力し、確認を行っている。</p> <p>2 上記に該当しない者からの申告があった場合は、居住実態に関する調査結果に基づき課税対象者としている。</p> <p>3 課税対象でない者の資料の情報は、該当区市町村を調査し、データ又は紙媒体にて該当区市町村へ情報を伝達している。</p> <p>4 窓口にて情報を入手する場合は、番号法第16条及び番号法施行令第12条の規定により本人確認書類の提示等を受け、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 セキュリティ研修により周知徹底を図り、必要以上の情報入手を防止している。</p> <p>2 課税資料については、地方税法等により記載項目・様式が定められており、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</p> <p>3 個人住民税システム上においても、賦課に必要な情報のみ取り込むことができる仕様となっている。</p> <p>4 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。</p>
その他の措置の内容	課税対象者の登録処理及び課税資料の入力処理時は、処理を行った職員以外の職員が再度確認を行うダブルチェックの体制をとっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 地方税法、番号法、文京区特別区税条例及び個人情報の保護に関する法律の規定を遵守することについて個人番号利用事務実施者に周知することにより、不適切な情報入手を防止する。</p> <p>2 本人確認は、「マイナンバーに係る本人確認取扱い方針」に規定された方法で行うことで不適切な情報入手を防止する。</p> <p>3 本人以外からシステムにより情報を入手する場合は、アクセス権が与えられた職員のみ取得できるよう制限をかけている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 本人から個人番号が記載された申告書等を受付ける場合には、番号法第16条及び番号法施行令第12条の規定により本人確認書類の提示を求める。 2 個人番号カード以外の提示があった場合には、別に本人確認書類の提示を求める。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人から提示された個人番号カード・通知カード・住民票等にある個人番号と、申告書等に記載された個人番号を照合確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 特定個人情報の入力を行う場合には、入力処理を行った職員以外の職員が再度確認を行うダブルチェックの体制をとっている。 2 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合し、正確性を確保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 申告書等課税資料收受後は、漏えい及び紛失を防止するため鍵付キャビネットに保管する。 2 保存年限を過ぎたものについては、確実に廃棄処理をする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1 宛名管理システムでは権限管理を行い、番号制度取扱者以外は個人番号検索できないよう制御している。 2 宛名管理システムにおいては、番号利用事務(システム)以外で個人番号は表示されない。 3 中間サーバーコネクタには情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報とのひも付けができないようシステム上で制御している。 4 システム利用者はユーザID・生体認証によりアクセスし、不要アクセスを防ぐ。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1 個人番号利用事務以外の部門において既存住基システムを利用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号がマスク表示された状態となるような仕組みが施されている。 2 個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによるアクセス制御を実施している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 ユーザIDによる識別とパスワード、生体認証による認証(ログイン)を実施しており、認証(ログイン)後は処理権限の付与により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>2 不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける管理方法】</p> <p>1 団体内統合宛名システムでは、ユーザID・パスワード・生体認証による認証(ログイン)を行い、認証(ログイン)後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制御することで、不正使用が行えないよう対応している。</p> <p>2 団体内統合宛名システムでは、利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末からの使用ができないように対応している。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 人事異動等によりアクセスが必要な職員に対して、ID・生体認証の登録を行い、アクセス権限を発効する。</p> <p>2 退職、人事異動等によりアクセス権限が失効した場合、職員に付与したICカードを回収し、権限の削除を行う。</p> <p>3 アクセス権限の付与・取消しを管理簿に記録する。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されているか情報政策課において定期的に点検を行い、管理する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴を記録する。</p> <p>2 不正な操作がないことについて、操作履歴から適時確認する。</p> <p>3 操作履歴を確認し、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。</p> <p>4 バックアップされた操作履歴について、住民情報系システム利用実施手順に定められた期間(3年間)保管する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p> <p>2 システム利用者への研修を実施し、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外利用の禁止等について指導徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、特定個人情報を含む個人情報の指示目的以外の使用及び第三者への提供禁止を規定している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 保守委託に関しては、仕様書に委託業務実施場所を事業所内に限定し、特定個人情報を含む個人情報の外部持ち出しを制限している。作業上持ち出しが必要となる場合は、特定個人情報を含まないものについては事前申請にて承認している。 2 委託契約書の規定に基づき、個人情報の管理状況について必要に応じ、立入検査又は調査を行う。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託業務の中で得た個人情報については、速やかに返還又は廃棄を義務付けている。 2 委託契約書の規定に基づき、個人情報の管理状況について必要に応じ、立入検査又は調査を行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 個人情報の保護に関する法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱うこと。 2 契約の業務に関して知り得た特定個人情報の内容を他に漏らしたり、不当な目的に使用しないこと(契約が終了又は解除された後も同様)。 3 契約の目的以外の利用や第三者への提供を行わないこと。 4 区の承諾なしに複写や複製を行わないこと。 5 特定個人情報の閲覧者、更新者を制限するとともに、使用する者を申請すること。 6 利用するユーザID、パスワードを第三者に提供しないこと。 7 区は、必要があると認められたときは、この契約に関して取り扱う特定個人情報の管理状況について、立入調査を行うことができること。 8 契約に係る業務のため収集し、又は作成した特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損があった場合は、直ちに区に報告すること。 9 これらの規定に違反した場合は、事実を公表することができる。さらに、受託業者が区民等の第三者や区に損害を与えたときは、受託業者はその損害にかかる費用を負担すること。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[<input type="checkbox"/> 再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、保存している。 2 提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 同一機関内における税情報の移転及び同一地方公共団体内の他機関における税情報の提供は、番号法、地方税法及び個人情報の保護に関する法律にのっとり決められた範囲内に限定している。 2 同一機関内における税情報の移転及び同一地方公共団体内の他機関における税情報の提供の際は、提供先の各担当課より税情報の利用協議書を提出してもらうこととしており、利用協議書の内容を検査した上で、必要な情報のみの提供を許可している。 3 同一機関内における税情報の閲覧は、根拠法令・目的等を明記した書面を閲覧の都度提出してもらい、その内容を確認した上で許可している。	
その他の措置の内容	サーバ室等への入室権限及び本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了し、又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN(*)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <p>(*)VPN: インターネットや通信事業者が持つ公衆ネットワーク(回線)を使用して拠点間を接続する場合に、仮想的に、専用ネットワーク(回線)を使用して接続する技術</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を阻止する仕組みになっている。</p> <p>(*)セキュリティ管理機能: 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報提供者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベース管理機能(*)により、「情報データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(*)情報提供データベース管理機能: 特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
--	--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1 サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所は、別の場所にする。</p> <p>2 サーバ室への入室は、システム担当に限られ、その入退室は記録を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>2 本人確認情報の管理について定めた規定に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。また、同規定に基づき、オペレーション管理に係る手順書等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>3 本人確認情報の管理について定めた規定により、ネットワーク管理に係る手順書を整備し、ファイアウォールを導入している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(*)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>(*)UTM: コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号は、通常の個人番号と同様に保管している。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	特定個人情報は住民基本台帳の最新異動情報を反映させるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>1 保存年限を経過した文書類は、総務部総務課が守秘義務を課した委託業者により廃棄する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、又は物理的に破壊する仕組みとする。</p> <p>3 帳票については、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、裁断、溶解等を行うとともに、記述内容を判読することができないようにする。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>庁内における「特定個人情報に関する安全管理措置の実施状況に係る監査」に基づき、セルフチェックを年に1回以上実施し、運用が適正に行われていることを確認している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>庁内における「特定個人情報に関する安全管理措置の実施状況に係る監査」により、内部監査を実施している。監査項目は、以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 基本方針等について 取扱規程等の整備・運用について 組織的安全管理措置 人的安全管理措置 物理的安全管理措置 等 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととする。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。 1年に1度の割合で、対象職員に対し情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。新たに採用された会計年度任用職員は、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。 違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111
②請求方法	文京シビックセンター2階 行政情報センターにて受け付ける。 また、郵送による請求も受け付ける。
特記事項	代理人による請求の場合、代理権を証する書類の原本の提出が必要。 ・法定代理人の場合 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等のいずれかの書類 ・任意代理人の場合 委任状(署名・押印又は記名・押印)及び委任者の印鑑登録証明書等
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付及び送付に要する費用については有料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民税課税台帳
公表場所	文京シビックセンター2階 行政情報センター、区ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年11月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見募集 ・ 区報及び区ホームページ上で周知する。 ・ 税務課、行政情報センター、地域活動センター、図書館及び区ホームページにおいて本評価書を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和5年8月17日から同年9月15日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	字句が統一されていない。
⑤評価書への反映	指摘字句を統一した。
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年11月17日
②方法	文京区情報公開制度及び個人情報制度運営審議会にて第三者点検を実施した。
③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	庁内連携システム(O)	庁内連携システム() その他に「既存住民基本台帳システム」を追記	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和4年7月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	「～、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。」	「～、物理的破壊により完全に消去する。」	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和4年7月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	「中間サーバーは、～、総務大臣が～」	「中間サーバーは、～、内閣総理大臣が～」	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和4年7月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク	「中間サーバーは、～、総務大臣が～」	「中間サーバーは、～、内閣総理大臣が～」	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和5年11月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	項の追加 121	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和5年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3①委託内容	申告情報のパンチ入力	申告情報のデータ入力	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和5年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	-	(別紙1) 特定個人情報の提供 61項目の追加	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和5年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	1 文京区では～ 2 バックアップデータについては、データセンターで保管している。 3 紙による税資料については、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管されている。 【団体内統合宛名システムにおける措置】	1 文京区では～ 2 サーバ室への入室は、～ 3 サーバの操作・管理については、運用委託事業者のサーバ操作を許可された社員のみが操作を行っている。 4 ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、認証したユーザがシステム上～ 5 紙による税資料については、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管されている。 【団体内統合宛名システムにおける措置】 項目削除	事前	重要な変更
令和5年11月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1 地方税法、番号法、文京区特別区民税条例及び文京区個人情報の保護に関する条例の規定を～	1 地方税法、番号法、文京区特別区民税条例及び文京区個人情報の保護に関する法律の規定を～	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 : 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 同一機関内における～地方税法及び文京区個人情報の保護に関する条例にのっとり～	1 同一機関内における～地方税法及び個人情報の保護に関する法律にのっとり～	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 : 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 同一機関内における～地方税法及び文京区個人情報の保護に関する条例にのっとり～	1 同一機関内における～地方税法及び個人情報の保護に関する法律にのっとり～	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 : 不正な提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	3 違反行為を行った場合は、文京区個人情報の保護に関する条例の罰則規定により措置を講じる。	3 違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	V 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	※ 利用停止請求とは、文京区個人情報の保護に関する条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいいます。	削除	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	V 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ② 請求方法	文京シビックセンター2階 行政情報センターにて受け付ける。	文京シビックセンター2階 行政情報センターにて受け付ける。 また、郵送による請求も受け付ける。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	V 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ② 請求方法(特記事項)	代理人による請求の場合、本人との代理関係の確認のため戸籍事項証明書、登記事項証明書、委任状等の書類の提示が必要	代理人による請求の場合、代理権を証する書類の原本の提出が必要。 ・法定代理人の場合 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等のいずれかの書類 ・任意代理人の場合 委任状(署名・押印又は記名・押印)及び委任者の印鑑登録証明書等	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	V 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表(公表場所)	文京シビックセンター2階 行政情報センター	文京シビックセンター2階 行政情報センター、区ホームページ	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	VI 評価実施手続 2 国民・住民等からの意見の聴取 ② 実施日・期間	令和3年8月16日から同年9月14日まで(30日間)	令和5年8月17日から同年9月15日まで(30日間)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	VI 評価実施手続 2 国民・住民等からの意見の聴取 ④ 主な意見の内容	なし	字句が統一されていない。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	VI 評価実施手続 2 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤ 評価書への反映	なし	指摘字句を統一した。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和4年1月31日	令和5年11月28日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ① 実施日	令和3年11月2日	令和5年11月17日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出

(別紙1) 特定個人情報の提供

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
7	都道府県知事	番号法別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
8	市町村長	番号法別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	市町村長	番号法別表第2の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	都道府県知事等	番号法別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14	市町村長	番号法別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	都道府県知事	番号法別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
22	国家公務員共済組合	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
25	厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
26	市町村長	番号法別表第2の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
28	都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
29	地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
31	市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
32	市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
33	都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
34	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
35	都道府県知事等	番号法別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
37	都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
38	市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の71項	労働施策の総合的な推進並びに雇用の安定及び職業生活の充実等による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
41	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
42	厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
44	都道府県知事等	番号法別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
45	厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
47	市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
49	厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
50	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
51	独立行政法人 農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
53	厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
54	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
56	厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
57	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法別表第2の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
58	市町村長	番号法別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
59	厚生労働大臣	番号法別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
60	都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
61	市町村長	番号法別表第2の121項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による公的給付に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による公的給付に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

(別紙2)税情報移転状況

移転先	番号法上の根拠	移転先における用途
健康推進課	番号法第9条第1項別表第一の項番7	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課		
障害福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第1項別表第一の項番10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉政策課	番号法第9条第1項別表第一の項番19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項別表第一の項番30	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項別表第一の項番31	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第1項別表第一の項番37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
高齢福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第1項別表第一の項番46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
障害福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課、保健SC	番号法第9条第1項別表第一の項番49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	番号法上の根拠	移転先における用途
子育て支援課	番号法第9条第1項別表第一の項番56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項別表第一の項番59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番63	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
介護保険課	番号法第9条第1項別表第一の項番68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第1項別表第一の項番70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法第9条第1項別表第一の項番84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課		
障害福祉課		
保健サービスセンター本郷支所		
幼児保育課	番号法第9条第1項別表第一の項番94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番1	文京区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番2	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番4	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
障害福祉課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番5	文京区心身障害者等福祉手当条例による心身障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番6	文京区福祉タクシー事業実施要綱による福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番7	文京区自動車燃料費助成事業実施要綱による自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番8	文京区精神障害者福祉手当条例による精神障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの